

地域計画

策定年月日	令和6年4月1日
更新年月日	令和7年7月28日 (令和7年度第1回)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	花巻市 (03-205)
地域名 (地域内農業集落名)	新堀地区 (新堀1区、新堀2区、新堀3区、新堀4区、新堀5区、新堀6区、新堀7区、新堀8区)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	731.14 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	724.80 ha
② 田の面積	598.88 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	125.92 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	9 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	8.01 ha
(備考)遊休農地面積0.7ha(うち1号遊休農地0.7ha)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

・農業者の高齢化が進んでおり、農業後継者の確保・育成が喫緊の課題。組織構成員も高齢になってきており、労働力不足を補うべく、集落内を優先して後継者候補を探す必要がある。

・条件の良い圃場については担い手への集積が概ね進んでいるものの、中山間地域に所在する農地については「小区画」、「給排水面に課題を抱える」等の条件不利地であることから、一部では遊休農地化が進んでいる状況。

・鳥獣被害が深刻化しており、対策を講じる必要がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・主要品目は水稻。水田転作として小麦、大豆等の土地利用型作物が作付の中心。地域内には畜産経営体(主に繁殖牛)も多く、飼料用作物の作付も盛んに行われている。その他、果樹(主にリンゴ)の団地化が図られている。

・新しい営農手法として、有機・減農薬による農法、作業効率向上に向けた乾田直播、スマート農業の導入等を検討。

・鳥獣害被害については、電気柵の設置等による対策を講じる。

・耕作継続が困難な農地については、中山間組織、保全組合等による管理保全をしつつ農地を維持していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
・地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取組んでいく。また、地域外の経営体も受入れ農地利用を促進する。耕作困難な農地については、地域内で協力体制を構築し保全管理に努めていく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	47	%	将来の目標とする集積率 80 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・各種補助事業の要件である1.0ha以上の団地を増やすことを目標に集約化を検討していくが、まずは遊休農地の発生を防止するために農地集積に取り組むことが重要。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組	
・地域内の集落営農型経営体及び認定農業者を中心に「農業を担う者」への集積を基本として取組んでいく。将来的に離農が予想される「農業を担う者」を含めた協議を行い、地域農業の維持に向けた検討を行う。	
(2)農地中間管理機構の活用方法	
・地域全体として農地の受け手、出し手双方が農地中間管理機構の活用を前提として農地貸借を進めていく。機構契約の更新にあたっては、区画が狭小等の条件不利地における耕作の可否を検討の上、今後の農地利用を検討する。	
(3)基盤整備事業への取組	
・今後、区画が小区画・不整形、給排水面に問題を抱える等の農地も一部あることから、耕作条件改善に取り組むべく基盤整備事業の着手に向けた検討を行う。	
(4)多様な経営体の確保・育成の取組	
・地域内からの農業従事者の確保を基本に考え取組む。地域内で担い手を確保することが出来ない場合には、地域外の経営体から協力を得ながら農地の維持に取組む。	
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組	
主だった農業支援サービス事業者が近隣にないため直近で活用の予定はないが、事業者が現れた際は地域内で活用を検討する。	

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】	
①: 鳥獣害対策の一環として、電気柵、鳥獣緩衝帯の整備等を行う。	
②: 環境への配慮、高付加価値化、資材コスト低減の観点から有機・減農薬農法のを取入れを検討する。	
③: 市が設置するRTK-GPS基地局の活用等、農作業の省力化・効率化に向けスマート農業機器の導入を進める。	
⑦: 中山間・多面的制度を活用し、環境保全組合、協定参加者による耕作継続が困難な農地の保全管理を行う。なお、新堀第1区集落、新堀第3区集落においては、農地の粗放的な管理を行うべく農山漁村振興交付金の活用を検討を行う。	

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 12 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
【新堀】									
氏名等は個人情報のため非公表（個人情報の保護に関する法律第69条に基づく）									
計138経営体									
			na	na		na	na		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。